

## 伊予市地域おこし協力隊(委任型) 募集要項

愛媛県伊予市は、瀬戸内海に面した温暖で過ごしやすい気候と、海や山の幸に恵まれた人口約35,000人のまちです。市内には、田園地帯から緑豊かな山間部、海沿いの港町まで、多彩な表情を持ち、市内各地で住民や地域団体がスポーツ活動や自然や風土、生活文化といった地域資源を生かした取り組みを行っています。

住民等とのスポーツを通じた信頼関係を築く中で、地域を自分なりの視点で見つめ、住民等や行政機関と連携しながら、スポーツ分野において相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に対応することで、健康で心豊かな暮らしの実現、人と人とのつながりの強化、まちの魅力向上を図るために、地域おこし協力隊を募集します。伊予市がスポーツを通じた地域振興に資するよう、自身の経験や能力を発揮したいという意欲と行動力のある人材を募集します。

### 1 募集人数

3名

### 2 任務

以下の活動テーマの活動概要ごとに地域おこし協力隊を募集します。活動テーマに沿って、自身の経験や能力を生かして、企業、市民、地域、学校及びスポーツ団体と連携し、活動を行っていただきます。

| 勤務先   | 着任日<br>※ 相談可   | 活動テーマ                      | 活動概要   |
|---|----------------|----------------------------|--|
| 一般社団法人<br>SASAERU<br>(しおさい公園<br>伊予市民体育館<br>内) | R7.4.1<br>(予定) | スポーツを<br>通じた<br>地域振興活<br>動 | <p>伊予市全域において、幅広いスポーツ振興の実施のため、部活動地域移行に伴う地域クラブの指導や学校部活動のアドバイスを行うとともに、次の活動に取り組むことを想定しています。</p> <p><b>①伊予市スポーツ協会運営及びビーチバレーボール普及活動</b></p> <p>伊予市内で活動するスポーツ協会・各種競技団体・スポーツ少年団などを対象に、組織基盤の強化、指導者の育成、指導力の向上、会員・団体等の確保などに寄与するとともに、HIMEカップやHIMEカップジュニア大会等の開催を通じ、ビーチバレーボールの更なる普及拡大や五色姫海浜公園の知名度向上に向けた取組を行いながら、幅広いスポーツ振興の実施に努める。</p> <p><b>②地域クラブの管理、運営活動</b></p> <p>伊予市内の中学校部活動の地域移行において、受け皿となる団体、地域クラブの設置を行うとともに、外部指導者の人材バンクの管理運営を行い、指導者派遣や移動手段の確保、関係者の意識醸成等に係る</p> |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | <p>取組を行いながら、幅広いスポーツ振興の実施に努める。</p> <p><b>③総合型地域スポーツクラブの運営活動</b></p> <p>伊予市内で地域の実情を調査し、実情に応じた総合型地域スポーツクラブの立ち上げを行うとともに管理運営を行いながら、地域を巻き込んだ地域スポーツの振興に係る取組を行いながら、幅広いスポーツ振興の実施に努める。</p> |
|--|--|--|--|

### 3 応募資格

(1) 転出地について国が定める地域要件を満たしており、採用に伴い、本市へ住民票を異動し、居住できる方

※ 地域要件については、以下の総務省ホームページで確認いただくか、伊予市地域創生課へお問合せください。(089-909-6382)

(総務省ウェブページ)

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件について」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862222.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862222.pdf)

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表(令和4年4月1日現在)」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000847999.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf)

(2) 普通自動車運転免許証(AT 限定可)を取得している方、又は取得見込みの方

(3) 地域住民と連携しながら、地域の活性化に向けて積極的に活動ができる方

(4) パソコン操作(ワード、エクセルの操作、SNSでの情報発信等)ができる方

(5) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有している又は、取得予定であること

(6) 任期終了後に伊予市で定住や起業する意欲のある方

(7) 次のいずれにも該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 伊予市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 4 勤務条件等

(1) 雇用

一般社団法人SASAERUの社員として雇用します。雇用形態は、パートタイムとなります。

(2) 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 任期の都合がつかない場合、応募書類の提出(項目5参照)とあわせてご相談ください。

なお各年度末期において、任用の職が引き続き特に必要と認められ、かつ、勤務実績が良好な場合は、再雇用することとし、着任日から最長3年間任用されます。

### (3) 報酬

月額報酬:203,000円(1年未満)、205,000円(1年目以上)

賞与:期末手当(年2.50月)及び勤勉手当。在職期間を踏まえ、6月、12月に支給。

※ 退職手当の支給はありません。

※ 時間外勤務については、時間外勤務手当の支給または週休日の振替等により対応します。

### (4) 勤務

ア 休日は、原則月曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(月曜日が祝日・振替休日の場合は翌日)及び年末年始の休日とします。

イ 所定労働時間は1日7時間(9:00~17:00。休憩1時間)、週35時間とし、当社の担当者と調整のうえ作成した活動計画に沿って勤務します。

### (5) 待遇等

ア 社会保険等(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。

イ 任期中の住居は、原則として勤務地近隣の住宅を当社が借り上げ提供します。(家賃本人負担なし。ただし、光熱水費、通信料等は自己負担。)

ウ 年次有給休暇(年10日)及び特別休暇制度(夏季休暇3日)があります。

エ 勤務中及び通勤中の事故と認定された場合、労働災害補償の適用があります。

オ 勤務時間中に使用する社用車、パソコン及び事務用品は、当社が貸与します。

カ 活動等に要する経費は、活動内容に応じて予算の範囲内で支給します。

キ 任期中において、定住を目的とする副業の従事が可能です。 ※ 一定の従事条件あり

## 5 応募方法

### (1) 応募期間

令和7年2月27日(木)より随時受付(採用が決まり次第、募集を中止します。)

### (2) 提出書類

伊予市地域おこし協力隊(委任型)応募用紙に必要事項を記入の上、直近3か月以内に撮影した写真を貼付して下記まで郵送、持参又は電子メール送信のいずれかにて提出してください。

### (3) 提出先

郵送又は持参 〒799-3113 愛媛県伊予市米湊323番地1  
一般社団法人SASAERU 地域おこし協力隊募集担当

電子メール toru@sasaeru.club

※ 提出された書類は返却できません。また、提出された個人情報、本選考のみに使用し、その他の目的には使用しません。

※ 応募用紙の記入に当たっては、鉛筆や消すことができるインクのパンを使用しないでください。

## 6 選考方法及び実施予定期日

### (1) 一次選考(3月中旬)

受付期間終了後、書類選考を実施し、合否の結果を応募者全員へ書面で通知します。

(2) 二次選考(一次選考終了後2週間程度)

一次選考合格者を対象に、伊予市内においてプレゼン審査等を実施します。プレゼン審査においては、自身の経験や能力を生かしてどのように地域おこし協力隊として活動するか、考えを述べていただきます。日時や場所等の詳細については、一次選考合格者へ通知します。

(3) 合格発表(二次選考終了後2週間程度)

二次選考実施後、合否の結果を二次選考受験者全員へ書面等で通知します。

※ 応募及び受験にかかる経費は応募者の負担となります。

※ 試験形式、内容および結果(得点)に関する個別のお問い合わせには一切お答えできません。

## 7 合格から雇用まで

- (1) 選考の結果、合格者には、内定通知書が送付されます。
- (2) 当社の定めに基づき、採用時は条件付き採用となり、採用後1か月の勤務状況を評価ののち、当社の社員として正式採用されます。
- (3) 採用後は、伊予市から地域おこし協力隊として委嘱されます。
- (4) 応募資格がないことが判明した場合は、合格者であっても委嘱を取り消します。

## 8 服務について

選考の結果採用された者は、当社の社員となりますが、地方公務員法第 22 条の2第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員と同じ条件で雇用され、同法の規定が適用されることとなります。

服務に関する規定として、同法第 31 条(服務の宣誓)、第 32 条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)、第 33 条(信用失墜行為の禁止)、第 34 条(秘密を守る義務)、第 35 条(職務に専念する義務)、第 36 条(政治的行為の制限)、第 37 条(争議行為等の禁止)の規定が適用されるとともに、懲戒処分等の対象となりますのでご注意ください。

## 9 その他

この募集要項については、伊予市地域おこし協力隊設置要綱を基本とする。

問合せ先

〒799-3113 愛媛県伊予市米湊 323 番地 1

一般社団法人SASAERU(ささえる)

地域おこし協力隊募集担当

電話 090-4784-2692

Eメール toru@sasaeru.club